

第10回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 6年 10月7日(月) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜久代
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

3番 都 所 一 郎	6番 阿 部 純 子
------------	------------

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	星 野 博 正
事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・ 会議の概要

事務局長

1. 開会前

午後 1 時 3 0 分

開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。

本日の会議に、3 番 都所一郎委員、6 番 阿部純子委員から欠席の届出がございました。

在任委員 1 5 名中現在の出席委員は 1 3 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。

はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。

議長
(金井会長)

2. 開会及び会長あいさつ

午後 1 時 3 1 分

3. 議事録署名委員の指名について

午後 1 時 3 3 分

まず、議事録署名人の指名を行います。

沼田市農業委員会会議規則により、議長において 7 番 木内和男委員、8 番 生方大助委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

4. 諸般の報告

午後 1 時 3 3 分

議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。

下記について報告

(1) 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

(2) 農地の合意解約について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

議長

5. 付議事件

午後 1 時 3 9 分

議案第 4 0 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ここで、提出された3番の案件について、9番小林秀一委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いいたします。

9番委員

先日現地調査を行いました。今回の権利移動について周辺農地に影響はなく、問題無いと考えます。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたら手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

1番委員

1番。

議長

どうぞ。

1番委員

この申請ですが、他の自治体で申請していて未だに耕作していないとのことですので、今回は保留として、先に許可された案件の結果を見てから判断するのも良いのではないかと思います。

議長

事務局から説明がありましたが、先に許可された案件にまだ手を付けていないのであれば、そこを始めてからでも遅くはないと思います。

議長

それでは、2番については保留で良いかと思うのですがいかがでしょうか。

15番委員	保留で良いかと思います。
議長	最低限、先に許可された案件を処理してから許可について判断すべきと思います。
事務局次長	保留を選んだ場合ですが、基本的に翌月の総会で審議される流れになります。そのため、来月再度議案として出てくる形になります。
議長	それでは、いったん不許可として、前提条件として前回許可を受けたものを処理してから許可申請を出してもらうようにすべきでしょうか。
事務局次長	保留とする場合は、理由が必要になるので、現時点において沼田市その他においても耕作できていない農地があるので、そこをきちんと耕作してからということで、それができないということであれば、保留として取り下げてもらうことも促すことはできると思われます。 また、仮にそれに相手が応じず、来月もそのままの状況で審議されるようであれば、不許可の判断も可能かと思います。 耕作するまでに時間がかかるようであればいったん取り下げてもらうことも考えられますが、それでも申請したいということであればそれを拒むことはできないので、来月の総会で審議されるかもしれませんし、相手を取り下げる可能性もあります。
議長	他の委員の皆様はどう思われますか。
12番委員	いったん保留として、状況が変わらなければ、来月審議する際に不許可と判断するのはいかがでしょうか。
9番委員	他の自治体でまだ耕作できていないのであれば、不許可もあり得ると思うのですが、保留でも良いかと思います。
15番委員	前回の案件と今回の案件は、譲渡人は一緒でしょうか。
事務局次長	同じ譲渡人です。今回の申請地は、本来であれば前回と同じタイミングで申請する予定だったのですが、分筆が必要だったことから、今月の申請

になった経過があります。

前回の申請地は、営農型太陽光発電を目的としていましたが、太陽光の事業者の関係で事業が実施できず、下部の営農も太陽光の設置が済むまで伸ばしている状況で、太陽光の設置は今月中に行う予定とのことです。

事務局員

なお、耕作状況に問題ないとの回答があった自治体もあります。

事務局次長

保留にする場合は、他の農地で適切に営農するよう指導した上で、来月までに営農ができないようであれば取り下げるよう促すこともできるかと思います。

取り下げず、状況が変わらないようであれば、来月の総会で状況に改善が見られない旨を報告することになるかと思います。

10番委員

前に許可を受けたところも耕作していないようであれば、不許可もあり得るのではないのでしょうか。

9番委員

まずは保留として、既存農地の耕作を促すのはどうでしょうか。

議長

それでは、2番の案件については保留として、前回許可を受けた案件がきちんとできていることを確認してから判断するという事でいかがでしょうか。

(問題ないとの声あり)

議長

他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

続きまして、3番

4番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第40号については、2番の案件を保留として、それ以外の案件については申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第４０号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」は、２番の案件を除いて申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第４１号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明　１件

事務局員

（議案内容説明）

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第４１号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第４１号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第４２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明　７件

事務局員

（議案内容説明）

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

5番

6番

7番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第42号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

議長

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了しました。

審議終了 午後2時17分

6. 協議事項

(1) その他

7. 連絡事項

(1) 沼田市農業まつりについて

(2) 令和6年度沼田市農地等の利用最適化の推進施策に関する意見書の項目(案)について

(3) むまた農縁(第2回)の開催結果について

(4) 行事予定について

(5) その他

8. 閉会

終了 午後3時41分